

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」として第2次補正予算(案)に盛り込まれたものは次のとおり。

1. 「エコ消費3本柱」の推進関連

- (1) 家電エコポイント制度の改善等 794億円
エコポイント制度の延長(平成22年末まで)及び利用者の利便性を考慮し、申請手続きを改善するとともに対象家電の省エネ基準の強化、LED電球等の利用を促進する。
- (2) 住宅版エコポイント制度の創設 333億円
エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォームに対して住宅版エコポイントを付与する制度を創設。
- (3) 高効率の太陽熱利用システムの住宅への設置普及に関する実証事業 15億円
太陽熱利用システムについて、リース方式によるビジネスモデルの普及を図り、家庭部門における温暖化対策を加速する事業を創設。

2. 成長戦略への布石関連

- (1) 地球温暖化対策加速化支援無利子融資事業 15億円
地球温暖化対策に積極的に取り組もうとする事業者に対し、一定の条件の下で無利子融資を行うことにより温暖化対策の加速化を図る。
- (2) 中核市・特例市グリーンニューディール基金の創設 60億円
地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の実施促進のため基金造成を支援。
- (3) チャレンジ25地域づくり事業の推進 40億円
温室効果ガス25%削減につながる効果的な取組を様々な地域で集中的に実施することを支援。
- (4) 温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業の推進 20億円
中小企業や農林業等の地域における温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトの創出を支援。

3. 生活の安心確保関連

- 災害等廃棄物処理事業 6億円
中国・九州北部豪雨、台風等により発生した災害廃棄物の処理を支援。

エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業

(1) 事業の概要

家庭部門からの温室効果ガス排出量は、2008年度速報値において、1990年度比+35%と著しく増加しており、家庭部門の対策強化が喫緊の課題となっている。また、エコポイント等の経済対策によって景気下支えの効果が始めているものの、引き続き、裾野の広い家電関連産業における売上げが低迷し、産業や雇用に大きな影響を与えるおそれがある。

本施策は、高い省エネ効果を有するグリーン家電（エアコン、冷蔵庫、地上デジタル放送対応テレビ）の購入に対して様々な商品・サービスと交換可能なエコポイントを付与するもの。7月1日からエコポイントの申請受付を開始し、一定の成果が得られているところであるが、エコポイント発行期間を延長するとともに、制度の改善を図ることで、より一層、地球温暖化対策の推進、経済の活性化及び地上デジタル放送対応テレビの普及を図る。

(2) 事業計画

統一省エネラベル4つ星相当以上のエアコン、冷蔵庫、地上デジタル放送対応テレビの購入に対して、様々な商品・サービスと交換できるエコポイントを発行する期間を9か月延長する（平成22年3月31日から、平成22年12月31日まで延長。）。あわせて、利用者の利便性を考慮し、申請手続を改善する。さらに、テレビのトップランナー基準の強化に伴い、エコポイントの対象となるテレビを、より省エネ性能の高い製品に限定するとともに、エコポイント上の優遇措置によって省エネ効果の高いLED電球などへの商品交換を促進する。

(3) 事業実施主体 エコポイント事務局

(4) 予算額 79,388百万円

エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業<2321億円>

(3省共同事業：環境省794億円、経済産業省794億円、総務省734億円)

【目的】①CO2の削減、②経済活性化、③地上デジタル放送対応テレビの普及

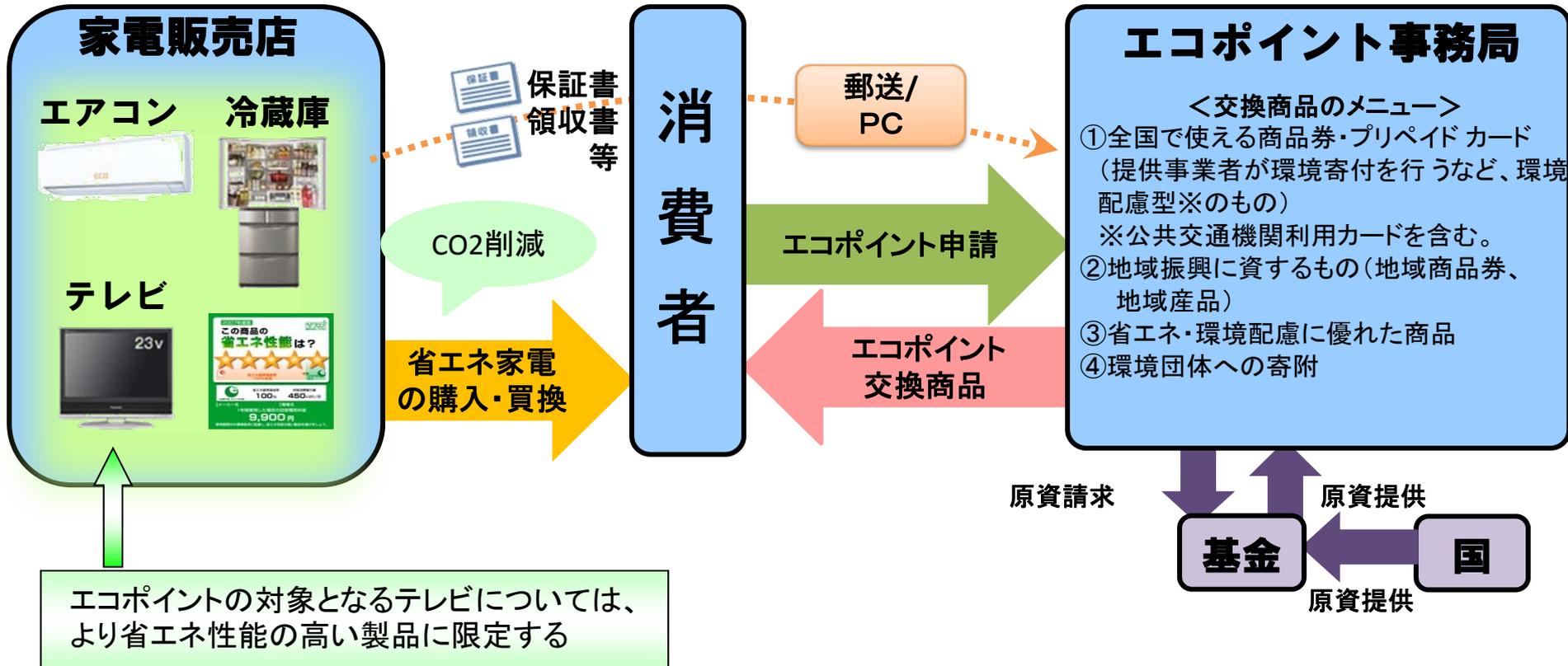
【施策内容】

①適用期限を平成22年12月31日まで延長(従来は平成22年3月31日まで)

②申請手を改善

③エコポイントの対象となるテレビについて、より省エネ性能の高い製品に限定

④エコポイント上の優遇措置を設け、省エネ効果の高いLED電球等の商品交換を促進



エコポイントの活用によるエコ住宅普及促進事業

(1) 事業の概要

住宅を使用することによって排出されるCO₂排出量は、全排出量の約15%程度を占め、1990年比では35%増となっている状況であり、「2020年に1990年比25%削減」を達成する上で、エコ住宅の普及を推進することは重要である。

こうした状況下において、住宅版エコポイントを実施し、エコ住宅の建設やエコリフォームを推進することは、

- ・ 発行されたエコポイントの使用が、再び商品・サービスの消費につながることを期待できること
- ・ 消費者に対するメッセージ性が高いことから、エコ住宅の普及推進が国民運動的なものとなること

が期待できることから、エコ住宅の建設やエコリフォームを行った場合に、様々な商品・サービスと交換できるポイントを付与する住宅版エコポイント制度を創設する。

(2) 事業計画

補正予算成立日以降に、原則として、工事が完了し、引き渡された下記の住宅を対象(ただし、平成21年1月1日以降に工事に着手したものに限り)に、様々な商品・サービスと交換できるエコポイントを発行する。

①エコリフォーム

- ・ 窓の断熱改修(内窓設置(二重サッシ化)、ガラス交換(複層ガラス化))
- ・ 外壁、天井又は床の断熱材の施工

※これらに併せて、バリアフリーリフォームを行う場合はポイントを加算。

②エコ住宅の新築

- ・ 省エネ法のトップランナー基準相当の住宅
- ・ 木造住宅(省エネ基準を満たすものに限り。)

(3) 事業実施主体 エコポイント事務局

(4) 予算額 33,333百万円

住宅版エコポイント<1000億円>

(3省共同事業:国交省:333億円、経産省:333億円、環境省:333億円)

■ エコポイントの発行対象

補正予算の成立日以降に、原則として、工事が完了し、引き渡された住宅が対象
(ただし、平成22年1月1日以降に工事に着手したものに限り。)

① エコリフォーム

- ・ 窓の断熱改修(内窓設置(二重サッシ化)、ガラス交換(複層ガラス化))
 - ・ 外壁、天井又は床の断熱材の施工
- ※ これらに併せて、バリアフリーリフォームを行う場合、ポイントを加算

② エコ住宅の新築

- ・ 省エネ法のトップランナー基準(省エネ基準+ α (高効率給湯器等))相当の住宅
- ・ 木造住宅(省エネ基準を満たすものに限り)



二重サッシ



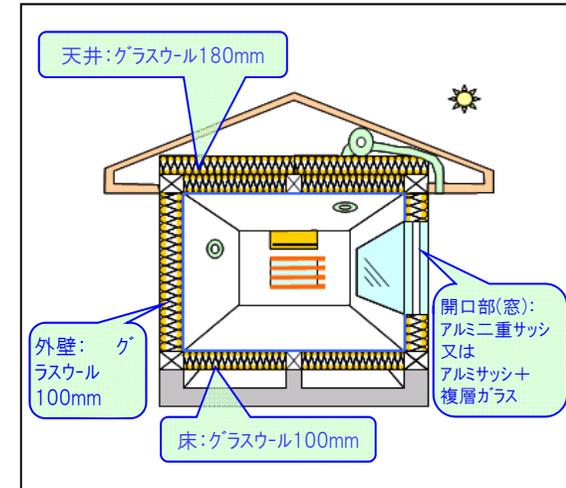
複層ガラス

■ エコポイントの交換対象

○ 家電エコポイントの交換対象商品等

- ・ 商品券・プリペイドカード(環境寄付を行うなど環境配慮型のもの、公共交通機関利用カード)
- ・ 地域振興に資するもの(地域商品券、地域産品)
- ・ 省エネ・環境配慮に優れた商品 など

※ 家電エコポイントに比べ、付与されるポイント数も大きくなることから、交換対象を多様化する予定



省エネ基準を満たす住宅のイメージ
(戸建木造住宅・東京の例)

家庭用太陽熱利用システム普及加速化事業

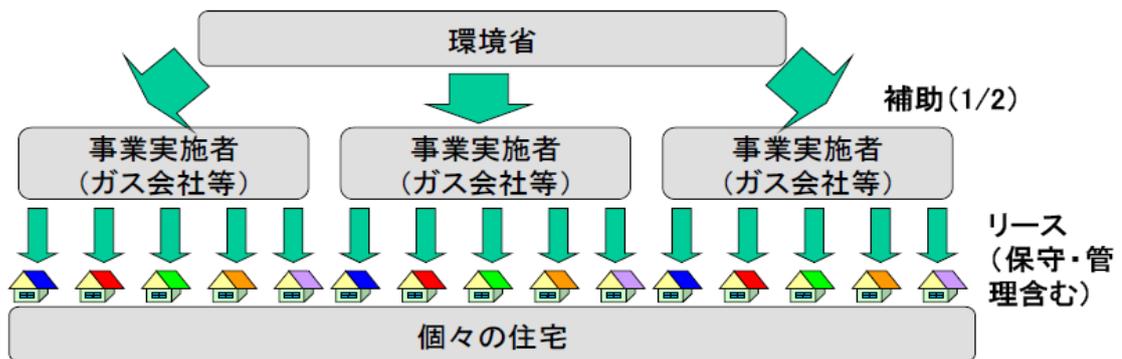
(1) 事業の概要

3,000 戸を対象に、家庭用太陽熱利用システムの設置を支援（補助）し、家庭部門の温暖化対策を促進する。

(2) 事業計画

○1,000 戸×3 地域を想定

○一般家庭に太陽熱利用システムのリース（保守・管理を含む）を行う事業者に対して、同システム（※）の機器・工事費の1/2を補助することにより、リース料の低減を図る（※補助熱源機器に要する費用を除く）



(3) 事業実施主体 環境省

- i) 補助対象者： 民間団体
- ii) 補助率： 事業費の1/2を限度

(4) 予算額 1,500百万円

家庭用太陽熱利用システム普及加速化事業

- 低炭素社会の実現のためにはトップランナー機器をリースし、サービスを買う社会スタイルに変革することが必要
- 特に適切なメンテナンスが必要な太陽熱利用システムの普及のためにはリース方式により利用者の安心を確保することが重要

設置からメンテナンスまで一貫したサービスを提供する事業者を支援

エネルギー変換効率が高い太陽熱利用システムの住宅への設置

リース方式によるビジネスモデルの普及拡大

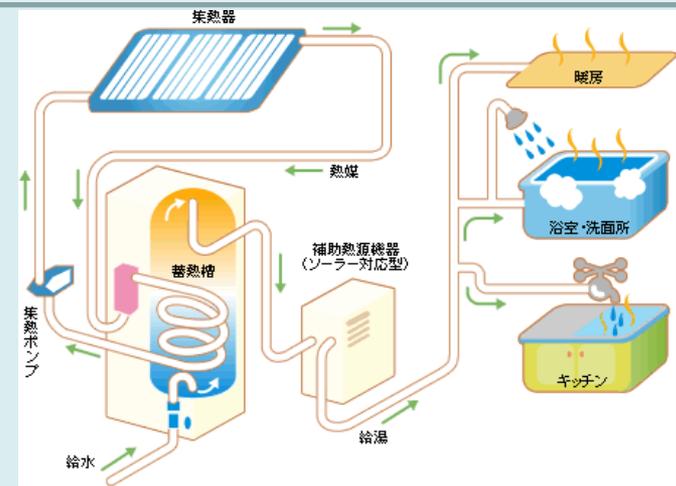
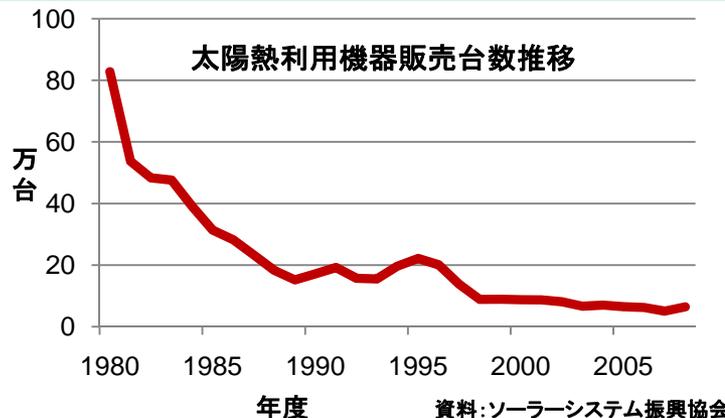
家庭部門のCO2排出量を1戸あたり約**14%削減**

(ガス事業者等)

・太陽熱利用は、エネルギー変換効率が40~60%と高い(太陽光発電は最高20%程度)

※ヨーロッパ、中国等においては急速に導入が拡大

■我が国における導入量の減少※



住宅用太陽熱利用システム

地球温暖化対策加速化支援無利子融資事業

(1) 事業の概要

- 2020年に90年比25%削減という中期目標を達成するためには、金融のツールを総動員して産業部門を中心とした事業者の地球温暖化対策を大幅に加速化する必要がある。また、そうした地球温暖化対策融資の加速化は、環境ベンチャーを含む環境ビジネスの振興を通じた経済成長にも資する。
- そのため、地球温暖化対策に積極的に取り組もうとする事業者に対し、有利な条件での融資を円滑に提供することにより、産業部門の地球温暖化対策を強力に推進する。
- 具体的には、3年間でCO₂排出6%削減等の意欲的な目標を誓約した事業者の地球温暖化対策設備投資について、環境格付融資を行う金融機関を通じ、3%（無利子を上限）の利子補給を3年間行う。

(2) 事業計画

- 利子補給を受ける事業者は、金融機関から温暖化対策に係る環境格付を受けた上で、以下のいずれかを誓約することを条件とする。
 - ①3年間（2010年から2012年まで）でCO₂排出原単位6%改善又はCO₂排出量6%削減。
 - ②5年間でCO₂排出原単位10%改善又はCO₂排出量10%削減。

(3) 事業の実施主体

環境省、事務局（民間団体）、民間金融機関、民間事業者

(4) 予算額 15億円

地球温暖化対策加速化支援無利子融資事業<15億円>

- 新たな中期目標達成に向け事業者の温暖化対策の加速化が必要な中、企業の環境投資等を促進させ、温暖化対策に取り組む企業を支援するための仕組みを実施する。
- 利子補給を通じた環境投資の掘り起こしを通じ、経済活性化を図る。
- 環境対策に積極的に取り組む企業を評価し、評価結果に応じて利率を決定する融資（環境格付融資）を促進する。

地球温暖化対策加速化支援無利子融資事業(3年間の無利子融資(利子補給)制度)

対象金融機関	<u>温暖化対策に係る環境格付手法を実施する金融機関</u>
融資条件	以下のいずれかの誓約を行った事業者 ① <u>3年間でCO2排出原単位6%改善又はCO2排出量6%削減</u> ② <u>5年間でCO2排出原単位10%改善又はCO2排出量10%削減</u>
対象範囲	温暖化対策に係る設備投資
利子補給の内容	<u>3%(無利子を上限)</u>

中核市・特例市グリーンニューディール基金の創設

(1) 事業の概要

地球温暖化対策推進法の改正（平成20年6月）に基づき、地方公共団体実行計画の策定が都道府県・政令指定都市・中核市・特例市に義務づけられた。

このうち、都道府県・政令指定都市に対しては、平成21年度第1次補正予算において、「地域グリーンニューディール基金」を造成し、地方公共団体実行計画遂行のため、国からの財政支援を行っている。同様に計画の策定が義務付けられている中核市・特例市において、地方公共団体実行計画の策定に基づく地球温暖化対策の推進を目的として、「中核市・特例市グリーンニューディール基金」を創設するものである。

(2) 事業計画

(3)に定める事業を実施するための財源として、中核市・特例市に補助金を交付し、「中核市・特例市グリーンニューディール基金」を新たに造成する。本補助金に係る基金の有効期間は、平成23年度末までとする。

(3) 基金対象事業

基金を充当して実施する事業は、以下に例示する事業とする。

- a. 各自治体の公共施設や民間事業者等の施設・設備について、複数の省エネ技術を組み合わせて効果的に実施する省エネ改修
- b. 地域における公共交通機関の利用者の利便の増進等に資するためのガソリン車からの代替促進
- c. 間伐材等の地域資源を有効に活用するための設備の整備等

(4) 事業実施主体

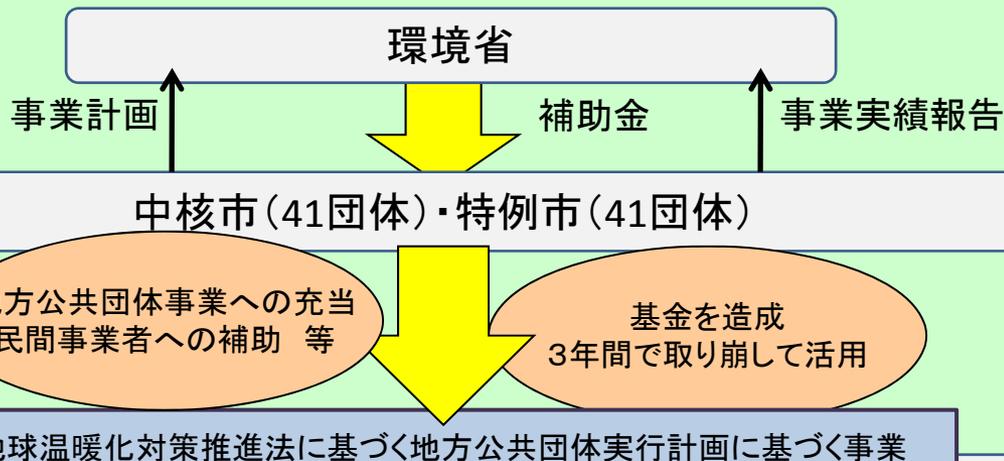
基金の造成先は中核市（41団体）及び特例市（41団体）

(5) 予算額 6,000百万円

中核市・特例市グリーンニューディール基金の創設

- 平成20年6月、地球温暖化対策推進法の改正により地方公共団体実行計画の策定を義務付け。
- 中核市・特例市に、実行計画に基づく取組を支援するための基金を造成し、地域の取組を支援。

各地域の実情に応じて、地方公共団体実行計画の着実な実施を促進することにより、1990年比25%削減という目標の達成を目指す



(基金対象事業の例)



複合的改修の例



<基金を活用して行う事業例>

- ・各自治体の公共施設や民間事業者等の施設・設備について、複数の省エネ技術を組み合わせて効果的に実施する省エネ改修
- ・地域における公共交通機関の利用者の利便の増進等に資するためのガソリン車からの代替促進
- ・間伐材等の地域資源を有効に活用するための設備の整備等

を支援

※都道府県・政令指定都市に対しては、平成21年度補正予算において、地域グリーンニューディール基金を造成し、地方公共団体実行計画に基づく取組を支援。

チャレンジ25地域づくり事業

(1) 事業の概要

二酸化炭素排出量を1990年比で25%削減するため、公共交通の利便性の向上、未利用エネルギーや自然資本の活用、先進的技術の導入等の対策を総合的・効果的に実施し、「こうすれば1990年比25%削減が実現できる」という明瞭なイメージを与えられる地域づくりを促進する。

このため、地方公共団体、民間事業者、NPOなど多様な主体が参画し、25%削減をめざす計画策定や事業への支援ならびに効果的対策の集中的な導入による地域づくりの実証事業を行う。

(2) 事業計画

① 計画策定

90年度比で25%の二酸化炭素排出量の削減をめざす計画策定への支援。

② 補助事業

90年度比で25%の二酸化炭素排出量の削減に効果的な民間事業者の取組への支援

③ 実証事業

地域全体の二酸化炭素排出量25%削減につながる、効果的な対策や先進的技術の導入等を集中的に実施する事業への支援。

(3) 事業実施主体

① (2)の① 民間事業者への委託

② (2)の② 民間事業者への補助 (補助率：事業費の1/2)

③ (2)の③ 地方公共団体への委託

(4) 予算額 4,000百万円

① 計画策定 350百万円

② 補助事業 600百万円

③ 実証事業 3,050百万円

チャレンジ25地域づくり事業

【目的】 二酸化炭素排出量を1990年比で25%削減するため、公共交通の利便性の向上、未利用エネルギーや自然資本の活用、先進的技術の導入等を総合的に実施し、低炭素型地域づくりを推進する。

(1) 計画策定

1990年比で25%削減をめざす計画策定への支援
(民間事業者への委託)

(2) 補助事業

1990年比で25%削減に効果的な民間事業者の取組等を支援 補助先: 民間事業者 (補助率1/2)

(3) 実証事業・・・効果的な対策を集中的に実施することにより、地域全体で25%削減に挑戦

**温室効果ガス25%削減につながる
効果的な取組を集中的に実施**
【自治体、事業者、NPO等による事業実施組織】 (地方自治体への委託)

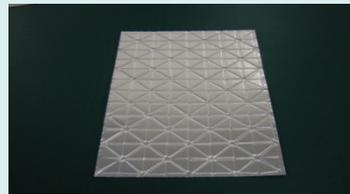
「どうすれば25%削減できるか」全国に示す。

成功例を全国各地で

先進的な対策例



家庭用リチウム蓄電池の導入



真空材を利用した内壁用断熱材の導入



小水量搬送地中熱ヒートポンプの導入



蓄熱材を利用した工場廃熱等の熱移送

温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業

(1) 事業の概要

中小企業や農林業における新たな排出削減・吸収分野を開拓するため、オフセット・クレジット（J-V E R）（※）の創出に対し、設備投資等への補助（上限：50百万円、補助率：1/3）を実施。

（※）国内の温室効果ガス排出削減・吸収量をカーボン・オフセットに用いるクレジットとして認証する「オフセット・クレジット（J-V E R）制度」に基づいて認証・発行されたクレジット。

(2) 事業計画

以下の事業を対象に補助を実施。

- 新たにJ-V E R創出の対象となりうる排出削減・吸収分野の事業の計画、実施、評価、J-V E R創出の事業
- 持続可能な森林経営、木質バイオマス、廃食用油由来バイオディーゼル燃料の活用等のJ-V E R対象事業で、地域興しと一体として取り組んでいる等の先進的な事業
- その他、J-V E R制度活用のための申請、第三者検証受験費用等

(3) 事業実施主体 環境省

- ① プロジェクト申請等支援 1,000百万円（民間団体に委託予定）
- ② 設備投資等への補助 1,000百万円
 - i) 補助対象者：地方公共団体・民間団体
 - ii) 補助率：事業費の1/3を限度

(4) 予算額 2,000百万円

温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業

カーボン・オフセットを行うためのクレジット (J-VER) 購入資金が国内林業や地域地場産業等に還流し、地球温暖化対策に加えて雇用拡大効果！

市民・企業・自治体等
(温室効果ガス排出主体)

埋め合わせ
(カーボン・オフセット)

自らの温室効果ガス排出量のうちどうしても削減できない部分

クレジット (J-VER)
購入資金

J-VER

クレジット

オフセット・クレジット (J-VER) 制度

総合的な支援事業の実施

地域興しと一体となった先進的な事業



設備投資等への補助

認証・発行

プロジェクト申請

オフセット・クレジット (J-VER)
認証運営委員会 (環境省)

プロジェクト申請

認証・発行

新たなJ-VER創出

再生可能
エネルギー活用



農業分野
のメタン・
N2O対策

排出削減・吸収プロジェクト 事業者への支援

